

下関市監査委員公表第 26 号
令和3年(2021年)12月13日

地方自治法第199条第7項の規定に基づく出資団体監査及び同条第5項に基づく随時監査を実施し、その結果に関する報告を下記のとおり決定したので、同条第9項の規定により公表する。

下関市監査委員	小野雅弘
同	大賀一慶
同	香川昌則
同	小熊坂孝司

記

1 監査の対象

別紙「監査対象一覧表」のとおり

2 監査の期間

(1) 令和3年9月1日から令和3年10月31日まで

出資団体：公立大学法人下関市立大学

(2) 令和3年9月1日から令和3年11月30日まで

出資団体：公益財団法人下関海洋科学アカデミー

(3) 令和3年10月1日から令和3年11月30日まで

出資団体：菊川町まちづくり株式会社

3 監査の範囲

(1) 出資団体の令和2年度における事業及び経理の執行状況

(2) 所管課における出資団体への指導及び監督の状況

4 監査の方法

出資団体における出納その他の事務及び当該団体に関係する所管課の事務が、関係法令、財務関係規程等に基づき適正に執行されているかという観点から、主として令和2年度分について、次の着眼点により実施した。なお、

監査に当たっては、提出された監査資料を審査したほか、関係書類を抽出等により調査するとともに、関係者から説明を聴取した。

- (1) 決算諸表等は法令等に準拠して作成されているか。
- (2) 事業成績及び財政状況は適正に決算諸表等に表示されているか。
- (3) 経営成績及び財政状態は良好か。
- (4) 収益率及び財務比率は良好か。
- (5) 会計経理及び財産管理は適切か。
- (6) 所管課は出資者としての権利行使を適切に行っているか。
- (7) 所管課は団体の経営成績及び財政状態を十分に把握し、団体に対して適切な指導監督を行っているか。

5 監査の結果

出資団体である公立大学法人下関市立大学、公益財団法人下関海洋科学アカデミー、菊川町まちづくり株式会社の事務及びその所管課の事務については、「6 指摘事項及び意見」に記載するとおり、多くの不適切な事例が確認され、適正に執行されているとは言い難い状況であった。出資団体に対する指導を含め適切な措置を講じられたい。

6 指摘事項及び意見

改善が必要な事項は、次の「指摘事項」のとおりである。また、制度的な検討が必要と思われる事項は、「意見」のとおりである。

公立大学法人下関市立大学について	
	出資団体（公立大学法人下関市立大学）に関する事項
	[指摘事項] (1) 契約事務において、以下の不適切な事項が見受けられた。適正に事務処理されたい。 ア 前回監査の指摘事項でもあるが、「構内清掃業務」及び「学内・学外草刈業務」において、委託契約書等に規定されている工程管理に係る「業務実施計画表」、「現場責任者届」等の提出を受けておらず、これらの承認の手続を行っていなかった。 なお、平成30年度に実施した前回監査の指摘事項に対する令和元年9月5日付けの市長からの改善措置通知においては、業務実施計画表等の承認手続が行われ改善されたと報告を受けていた。 また、「夜間警備業務」及び「消防用設備、防排煙設備保守点検及び防

	<p>災管理点検業務」についても委託契約書等に規定されている業務実施計画表等の提出を受けておらず、これらの承認の手続を行っていないことが新たに判明した。</p> <p>イ 厚生・学友会館エレベーター保守点検業務において、仕様書に再委託の禁止又は制限及びその承認に関する記載があるが、契約書には全部の再委託を許可する記載があり仕様書と契約書の記載内容に不整合があった。契約内容に疑義を生じる原因となるため、契約書の作成に当たっては仕様書の内容を正確に記載されたい。</p> <p>ウ 自家用電気工作物保安管理業務委託において、委託契約書に編てつされている仕様書について契約書に当該仕様書に関する記載がなく仕様書の有効性に疑義があった。契約書は合意事項を明らかにする重要な書類であるため、契約書の内容に不備がないか十分に確認を行い、適正な契約事務を行われたい。</p>
	<p>[指摘事項]</p> <p>(2) 固定資産（工具器具備品）の管理事務において、廃棄に係る事務手続が確認できず、結果として固定資産台帳に記載されたままとなっているものが見受けられた。各固定資産の現況を台帳と照合するなど、確認作業を行い、公立大学法人下関市立大学固定資産管理規程に基づき、適正な財産管理を行われたい。</p>
	<p>[指摘事項]</p> <p>(3) ガス事業者所有の都市ガス整圧器及びガス導管の設置に係るガス整圧器室の貸付許可及び使用料の減免において、公立大学法人下関市立大学固定資産使用料の減免及び還付に関する規程第4条第2号「市内の公共的な団体が、公共の利益の用に供するとき」を用い、下関市立大学への都市ガス供給のためを理由に減免としているが、ガス事業者は公共的な団体ではないため減免の理由としては不相当であった。また、減免する際に使用料の算定もしていなかった。</p> <p>なお、当該申請に係る物件については、その一部が大学外の住宅へのガスの供給に使われている。このことも踏まえて、当該貸付に伴う使用料の減免の是非を再検討の上、適正に事務処理されたい。</p>
	<p>[意見]</p> <p>なし</p>
<p>所管課（総務部総務課）に関する事項</p>	
	<p>[指摘事項] 及び [意見]</p> <p>なし</p>
<p>公益財団法人下関海洋科学アカデミーについて</p>	
<p>出資団体（公益財団法人下関海洋科学アカデミー）に関する事項</p>	

[指摘事項]

(1) 下関市立しものせき水族館（以下「水族館」という。）の使用料徴収事務において、下関市海洋環境体験施設の設置等に関する条例施行規則（以下「施行規則」という。）第4条第1項第1号の規定による幼児の減免額を誤って観覧料を徴収していた。所管課は、適正な徴収事務を行うよう、徴収事務を委託した公益財団法人下関海洋科学アカデミー（以下「アカデミー」という。）を指導するとともに、チェック体制を強化されたい。

[指摘事項]

(2) 随意契約により契約締結した「産業廃棄物処理処分業務」において、以下のように仕様書、予定価格算出根拠資料、見積書、見積合わせ執行調書及び契約書の記載内容に不整合があり、仕様書に適合した契約であったか疑義があったほか、その内容に不備等が見受けられた。関係法令、公益財団法人下関海洋科学アカデミー財務会計規則（以下「会計規則」という。）等に基づき適正な契約事務手続を行われたい。また、所管課は仕様書の作成例を情報提供するなど、アカデミーにおいて適正に契約事務が執行できるよう指導されたい。

ア 複数単価契約であるのに対し、予定価格において各単価を決定していなかった。

イ 見積依頼書がないため、見積書の記載事項に関し、何を依頼したかが不明であった。

ウ 見積合わせの執行に当たり、3者の提出した見積書の記載項目に以下の相違等があり、アカデミーは、それを各項目に置き換えて見積合わせ執行調書を作成していた。

(a) A社（契約の相手方）の見積書に、仕様書に記載のない「諸経費」の額があった。

(b) 仕様書の「その他」が何を指すか不明であり、見積合わせ執行調書に記載した3者の見積金額が適正であるか不明であった。

エ B社及びC社の見積書に、他の契約である「有害物質含有廃棄物（水銀灯、蛍光灯、乾電池等）処理処分業務」の項目及び単価が記載されていた。

オ 契約書の作成において、以下の不適切な事項が見受けられた。

(a) 契約書に見積合わせで決定した金額と異なる額の記載や仕様書にない項目の単価の記載があった。

(b) 見積合わせで決定した項目について、契約書に契約額等が記載されていないものがあった。

カ 業務の再委託の取扱いについて、仕様書と契約書の間で不整合が生じていた。仕様書には、再委託の禁止がうたわれているが、契約書では、再委託を原則禁止とした上で、書面によるアカデミーの承諾を得て法令の定める基準に従う場合は、再委託が可能になる旨のただし書があった。

キ 業務の一部（フロン回収）が委託業者から再委託されていたが、書

面によるアカデミーの事前承諾の手続がされていなかった。

ク 契約書の産業廃棄物の数量の欄は、廃棄物の数量が確定していない場合は予定数量を記載して契約を締結すべきと思料するが、数量が確定した後に、締結済みの契約書に手書きで記載していた。

[指摘事項]

(3) 指名競争入札により契約締結した「飼育系排水槽汚泥処理処分業務」に係る契約事務において、以下の事項が見受けられた。適正に事務処理されたい。

ア 指名業者4者のうち3者が入札を辞退し、1者のみの参加で指名競争入札を執行していた。なお、入札を辞退した3者は、平成29年度から3年度連続で当該業務に係る入札を辞退しており、業者選定及び入札が適正に行われたとは言い難い状況であった。

イ 入札に係る委任状に、業務名称の記載がない、委任期間が適正でないなどの不備が見受けられた。

ウ 入札書に、当日入札に参加した復代理人の記名押印がなかった。

[指摘事項]

(4) 物品購入の契約事務において、以下の事例が見受けられた。会計規則の規定に基づき、適正に事務処理されたい。

ア 主に消耗品に係る物品購入の事務手続について、会計規則第44条に規定する物品購入請求伝票(様式第17)によって行うこととされているが、予算執行伺書兼支出負担行為書(様式第20)や物品購入の単価契約締結について原議書によって行っているものが多数見受けられた。

イ 令和3年度の冷凍飼料の購入に伴う単価契約締結の決裁手続について、公益財団法人下関海洋科学アカデミー処務規則第10条の規定による専務理事(乙)の専決としているが、当該案件は12品目中、少なくとも1品目で年間支出予定額が500万円を超えるものがあることから、決裁区分は理事長(甲)となるものと思料された。

ウ 徴取した見積書について、日付が空白のものや相手方の社印又は代表者印が押印されていないもの等の不備が多数見受けられた。

エ 物品購入請求伝票における事務手続について、市の契約の例によると、当該様式は執行伺と支出命令書を合わせたものとなっているが、購入する際の手順は、執行伺(意思決定)として購入することの決裁を受け、見積書を徴取して見積り合わせを執行し、決定予定の契約相手方と契約金額を記入して購入したことを伺うことが通常である。しかしながら、執行伺(意思決定)の決裁を受ける際に、契約相手方と契約金額がパソコン入力により印字されたもので伺っているものが多数見受けられ、適正な手順に沿って事務処理されたとは言い難い状況であった。

[指摘事項]

(5) 従業員の配置について、指定管理の基本協定書第16条第1項の規定により、管理監督を行う責任者を定め、事前に市に報告しなければならないとさ

<p>れているが、市に報告のあった書面では、管理監督を行う責任者が不明確であった。基本協定書の規定に基づき、適正に事務処理されたい。</p>
<p>[意見] なし</p>
<p>所管課（観光スポーツ文化部観光施設課）に関する事項</p>
<p>[指摘事項] (1) 水族館の1階売店の占有許可に係る占有面積について、施行規則別表第1備考2の規定により、面積に1㎡未満の端数があるときは、1㎡として計算することとされているが、令和2年度における申請及び許可においては、店舗と倉庫の面積を合わせた占有面積の1㎡未満の端数を切り捨てて使用料（月額）を算出したため、本来徴収すべき額よりも少ない額を徴収していた。所要の措置を講じられるとともに、適正に事務処理されたい。</p>
<p>[指摘事項] (2) 監査対象期間外ではあるが、海の日（令和3年7月22日）における中学生以下の利用者に対する使用料（観覧料）の減免について、施行規則第4条第1項第3号の規定による「その他市長が認める場合」「市長が定める額」を適用し、全額減免（無料）としているが、これを所管部長の決裁（令和3年6月30日付け）で決定していた。適正に事務処理されたい。</p>
<p>[意見] (1) 前回監査で制度的検討等を要するとした事項において、サポーターズクラブ会員になるために支払われる金額は、賛助会員受取会費という名称の「アカデミーへの寄附金」として扱われているが、以下の理由により観覧料として扱われるべきと思料することから、検討されるよう意見を付している。また、これに対する対応状況として、「利用料金制への移行等を含め、現行の寄附金としての取扱いについて検討する」との報告を受けている。しかしながら、今回の監査においても、賛助会員受取会費として扱われており、前回監査の結果を基に対応状況を検討しているとは言い難い状況であった。改めて、当該会費の適正な取扱いを検討されたい。[前回事務局長通知（観光スポーツ文化部観光施設課）に関する事項（1）関連] ア 下関市海洋環境体験施設の設置等に関する条例（以下「設置条例」という。）第5条第1項の規定により、水族館の資料を観覧しようとする者は観覧料を納付しなければならないが、サポーターズクラブ会員になるために支払われる金額は観覧料として設置条例に規定されておらず、同会員が観覧できる根拠が不明確であった。 イ 水族館において、利用料金制ではなく、また、賛助会員受取会費は自主事業に伴う収入でもない。 ウ 水族館の公式ホームページにおいて、年間パスポートとして料金が案内されており、利用者からは、アカデミーへの寄附金という認識よりも観覧料の一種として認識されている可能性が高い。</p>

下関市菊川総合交流ターミナル（道の駅）について

出資団体（菊川町まちづくり株式会社）に関する事項

[指摘事項]

(1) 前々回、前回監査の改善等を要する事項でもあるが、収入伝票及び支出伝票において、あらかじめ定めた専決区分に従い決裁処理が行われていないものや、実際に支払った金額と異なる金額の支出伝票が見受けられた。適正に事務処理されたい。

[意見]

なし

所管課（菊川総合支所地域政策課）に関する事項

[指摘事項]

(1) 指定管理者制度において、以下の不適切な事項が見受けられた。適正に事務処理されたい。

ア 指定管理者は、自主事業を実施する場合、基本協定書第53条第2項により、事前に市の承諾を受けなければならないが、自主事業について、提出された事業計画書に一部記載はあるものの、すべての自主事業が網羅されておらず、更にほとんどの自主事業は市の事前承諾を受けることなく、これらの事業を実施していた。所管課は、自主事業の実施状況や内容を適切に把握した上で、適正に事務処理を行うよう指定管理者を指導されたい。

イ モニタリングチェックにおいて、各項目ごとの適否は判断されているが、報告書の収支の記載ミスや総合コメントがないものが見受けられた。また、年度協定書第3条に基づく指定管理に係る目標値において、「菊川町内産の農畜作物の利用割合については、50%」と設定されているが、チェックシート等に、これについて記入する欄などがなく、どのように確認しているのか不明であった。適否を判断できるように、チェックシートの様式等を改善するか、または確認できないのであれば、目標値の設定について再検討されたい。

ウ 基本協定書第18条第2項に基づく再委託の事前承諾について、協定書の仕様書に定めのない業務が含まれていたが、市はそれを見過ごしていた。再委託においては、業務の履行を担保するためにあらかじめその内容について確認の上、適正な承諾の手続を行われたい。

[意見]

なし

以上